|  |
| --- |
| (２)　障害の程度及び検査所見　　①そしゃく・嚥下機能の障害a　障害の程度□　経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている□　経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している□　経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　b　各器官（口唇・下顎・舌・軟口蓋・咽喉頭等）の所見　　　　　　※異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。＜参考１＞　c　嚥下状態の検査と所見　　　　　※嚥下状態について詳細に記載すること。＜参考２＞　　※検査方法：□ＶＦ　□ＶＥ　□その他（　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　＜参考２＞○各器官の観察点・口腔内保持の状態　・口腔から咽頭への送り込みの状態　・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態　・食道入口部の開大と流動物（bolus）の送り込み○摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点　・摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）・誤嚥の程度（毎回、２回に１回程度、数回に１回、ほとんど無し）＜参考１＞　各器官の観察点○ 口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射○ 　　舌　　：形状、運動能力、反射異常○ 軟　口　蓋：挙上運動、反射異常○ 声　　　帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜②咬合異常　　　a　障害の程度　　　　□ 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする　　　　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）b　咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察すること）　　　c そしゃく機能（口唇・口蓋裂では上下顎の咬合関係や形態異常等を観察すること） |
| 　[記入上の注意]　(１)　聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。 　 　dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、　　　　 の 算式により算定すること。　　　 100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして聴力レベルを算定すること。(２)　歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとすること。(３)　小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。 |

総括表　　身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害用)

様式第２２号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　氏　名 | 明治　平成大正　令和　　　　年　　　月　　　日生昭和 | 男　・　女 |
| 　住所 |
| ①　障害名(部位を明記) |
| ②　原因となった　疾病・外傷名 | 交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、　自然災害、疾病、先天性、その他(　　　　) |
| ③　疾病・外傷発生年月日　　　　　平成・令和　　　年　　　月　　　日・場所 |
| ④　参考となる臨床経過・身体所見・検査所見(エックス線写真を含む)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　障害固定又は障害確定(推定) 　平成・令和　　　年　　　月　　　日 |
| 1. 総合所見

|  |
| --- |
| 〔将来再認定〕 |
| □ | 軽快・改善による再認定を要する |
| 再認定の時期　令和　　年　　月 |
| □ | 再認定は不要 |

 |
| 1. その他参考となる合併症状
 |
| 　上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。令和　　　年　　　月　　　日診療担当科名　　　　　　　科　　15条指定医師氏名　　　　　　　　　　　　　（署名または記名押印）病院又は診療所の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　　　 在　　　 地　〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　　話　　番　　号　 |
| 身体障害者福祉法第15条第３項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕　　障害の程度は、　　　　　　　級相当に　（身体障害者福祉法別表に掲げる障害に）該当する。 |
| ※早見表による根拠 | 障害部位 | 等　級 | 項目 | 指　数 | 　 |
| 　 | 聴覚障害 |  |  |  |
| 平衡機能障害 |  |  |  |
| 音声機能障害 |  |  |  |
| 言語機能障害 |  |  |
| そしゃく機能障害 |  |  |
| 合計 | 　 | 　 |  |
| * 音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害の重複については、指数合算による等級繰上げは

できない。 |
| 注意　１　障害名欄には現在起こっている障害、例えば両感音性難聴等を記入し、原因となった疾病・外傷名 欄には、先天性難聴等原因となった疾患名を記入してください。　　　２　口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能障害の場合は、「歯科医師による診断書・意見書」(別様 式)を添付してください。　　　３　治療又は手術後の症状が固定した状態で記入してください。 ４　障害区分や等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。 |

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見

|  |
| --- |
| [はじめに]〈認定要領を参照のこと〉　この診断書においては、以下の４つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。　なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各々の障害の合計指数をもって等級決定することはしない)。　　聴覚障害　→　『１　「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。　　平衡機能障害　→　『２　「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。　　音声・言語機能障害　→　『３　「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。　　そしゃく機能障害　→　『４　「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。 |
| 　１　「聴覚障害」の状態及び所見(１)　聴力(会話音域の平均聴力レベル) | (４)　聴力検査の結果(アのみ又はア及びイの両方を記載すること)　　ア　純音による検査　　　　オージオメータの型式　　　　　　　　　 |
| 　 | 右　　　　　　　　　dB | 　 |
| 左　　　　　　　　　dB |
| 　 | 500　　1000　 　2000　 　Hz　 |
| (２)　障害の種類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 右 | 伝音性難聴 |  | 左 | 伝音性難聴 |
| 感音性難聴 | 感音性難聴 |
| 混合性難聴 | 混合性難聴 |

　 (３)　鼓膜の状態　　　　　　(右)　　 　(左)　　　（５）身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況　　　　　　　　　□　有　　　　□　無　　　　※聴覚障害で身体障害者手帳を所持していない者に対し、２級を診断する場合には、他覚的聴覚検査結果の写しを添付すること。 | 010 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 20 |
|  |  |  |  |
| 30 |
|  |  |  |  |
| 40 |
|  |  |  |  |
| 50 |
|  |  |  |  |
| 60 |
|  |  |  |  |
| 70 |
|  |  |  |  |
| 80 |
|  |  |  |  |
| 90 |
|  |  |  |  |
| 100 |
|  |  |  |  |
| 110dB |
|  |
|  |
| 　　イ　語音による検査最高語音明瞭度 | 　 |
| 右　　　％ | ｄＢ | 　 |
| 左　　　％ | ｄＢ |
|  |
| 　２　「平衡機能障害」の状態及び所見(１)　平衡機能の状態□　四肢体幹に器質的異常がなく他覚的に平衡機能障害を認める□　その他　※(３)その他の所見欄に記入(２)　姿勢・歩行能力の状態□　閉眼にて起立不能（３級相当）□　開眼で直線歩行中10ｍ以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの（３級相当）□　閉眼で直線歩行中10ｍ以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの（５級相当）□　閉眼で10ｍ超の直線歩行が可能なもの（非該当）(３)　その他の所見　 |
| ３　「音声・言語機能障害」の状態及び所見　　　※所見を記入1. 音声機能障害

音声を全く発することができないもの（３級）　　□ 無喉頭（喉頭摘出 等）□ 喉頭の障害又は形態異常□ 発声筋麻痺による音声機能障害□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）音声の障害のため、音声のみを用いて意思を疎通することが困難なもの（４級）□ 喉頭の障害又は形態異常□ 発声筋麻痺による音声機能喪失□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※ 音声機能障害（４級）の場合は、「障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動（場とレベル）の具体的状況例」を添付すること。（表出面のみ記載）1. 言語機能障害

言語機能を喪失したもの（家庭において、家族又は肉親との会話の用をなさないもの）（３級）□　運動障害性構音障害□　器質性構音障害（唇顎口蓋裂等の後遺症によるものを含む）□　失語症□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）言語機能の著しい障害（家族又は肉親との会話は可能であるが、家庭周辺において他人にはほとんど用をなさないもの）（４級）□　運動障害性構音障害□　器質性構音障害（唇顎口蓋裂等の後遺症によるものを含む）□　失語症□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※ 言語機能障害の場合は、「障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動（場とレベル）の具体　 的状況例」を添付すること。４　「そしゃく機能障害」の状態及び所見　(１)　障害程度の等級 　　　そしゃく・嚥下機能の障害（喪失）（３級）※経管栄養以外に方法のないもの□　重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの□　延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの□　外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　そしゃく機能の著しい障害（４級）□　重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの□　延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの□　外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの□　口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |